

2022年2月25日

金融機関におけるAPI接続チェックリストに関する連絡会 議事要旨

公益財団法人 金融情報システムセンター

1. 開催日時

2022年1月20日(木) 15:00~16:10 (WebexによるWeb会議形式)

2. 委員・オブザーバー(敬称略・順不同)

	氏名	所属・役職
座長	稲垣 光隆	公益財団法人金融情報システムセンター 理事長
委員	水村 広秋	株式会社三井住友銀行 システム統括部 基幹決済システムグループ グループ長
	森谷 学 (~2022.1.4)	株式会社静岡銀行 経営企画部 IT企画グループ グループ長
	佐野 勝利 (2022.1.5~)	株式会社静岡銀行 経営企画部 IT企画グループ グループ長
	西本 和幸	株式会社北洋銀行 デジタル・マーケティング部 管理役
	山崎 篤志	一般社団法人全国信用金庫協会 業務推進部 次長
	中川 晃一	住信SBIネット銀行株式会社 リテール事業部長
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員 CoPA
	土佐 鉄平	freee株式会社 CIO
	岡部 毅	弥生株式会社 マーケティング本部 事業企画部 調査企画課 担当マネジャー
	村上 隆	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第四金融事業本部 企画部 シニア・スペシャリスト
	正木 達也	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融ビジネス・ソリューションズ アドバイザリー・アーキテクト
	岡本 一真	富士通株式会社 金融リスクマネジメント部 マネジャー
齋藤 祐一郎	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社 スタートアップ事業本部 技術統括部 ソリューションアーキテクト	

	氏名	所属・役職
オブザーバー	栗田 亮	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 総括補佐
	吉川 一貴	金融庁 総合政策局 リスク分析総括課 補佐
	河本 勝也	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ長
	鳩貝 淳一郎	日本銀行 決済機構局 決済システム課 フィンテックグループ長

■事務局（FISC）

照内太郎（常務理事）、山本嘉樹（企画部長）、原田義昭（企画部次長）
高橋玄一郎（企画部主任研究員）、宮川真一（企画部主任研究員）、吉田昌弘（企画部研究員）
檜塚望（企画部研究員）

3. 議事内容

事務局より、以下の点について、資料に基づき説明を行った。

- (1) 本日の議事次第について
- (2) 連絡会規則について 【資料 2】
- (3) 事務局対応方針について 【資料 3】
- (4) 委員意見について 【資料 4】

- ・ 連絡会の開催に先立ち、2021年11月～12月にかけて、当センターより各委員・オブザーバーに対し、「【資料 3】事務局対応方針」について事前に説明を行い、その結果を「【資料 4】委員意見まとめ」として取りまとめた。
- ・ 事前説明の結果としては、12名全ての委員より、事務局対応方針の通り、チェックリストの見直しは不要との回答をいただいた。
- ・ なお、見直し要否に係わるものではないが、委員よりいただいた意見を「【資料 4】委員意見まとめ」項番 2 に参考意見として取りまとめた。参考意見については、見直し要否の審議後に各委員より説明いただき、意見交換を行った。（5. 参考意見に関する意見交換 ご参照ください）

4. 見直し要否に関する検討結果

結論：チェックリストの見直しを行わない

【資料 3】にて説明した事務局対応方針に対し、委員から異論はなく、今年度の連絡会において、チェックリストの見直しは行わないこととした。

5. 参考意見に関する意見交換

事前にいただいた参考意見について、意見交換を行った。

(1) <チェックリスト解説書>ユーザーの使用状況や要望について

- ・チェックリストを共通化したいのはやまやまであるが、金融機関ごとにセキュリティに対する考え方は異なっており、それぞれのチェックリストに違いが出てくるのは仕方のないことである。しかし、各金融機関が個別にチェックリストを作成するのは効率が悪いのも事実であるため、例えば、参加しているアライアンス内ではチェックリストを共通化する等、電子決済等代行業者の方々の負担を減らしていければと考えている。
- ・チェックリストのみならず、API の仕様も金融機関ごとに異なっていることから、営業先から各金融機関の仕様にあわせて対応するのが面倒だ、というコメントをいただくことも多々ある。弊社は FISC のチェックリストを修正せずに使用しているが、別の委員からもご発言があったように、金融機関ごとにチェックの観点が異なるのはその通りだと思う。一方、せっかくこのような共通の雛形があるのだから、これを活用しない手はないとも思っている。社会がより効率的に API 接続を行うことができれば、ますます世の中は便利になっていくと思われるので、今後、チェックリストの普及と API の仕様の標準化を進めていけばよいのではないかと考えている。

(2) <昨年度連絡会申し送り事項>口座不正出金事案への対応について

- ・特になし

(3) <昨年度連絡会申し送り事項>更新系 API のユースケースについて

- ・最近では、東京都が FinTech 事業を営む外資系企業を誘致する動きを強化しており、銀行 API を利用したいという外資系企業も増えてきている。それに伴い、電子決済等代行業者協会に所属する外資系企業も、(現状はまだ少ないが) 今後、増えていくだろうと思っている。また、外資系企業の中には、更新系 API を利用したいというニーズを持つ企業もある。外資系企業のニーズを考えれば、今後、更新系 API のユースケースは確実に増加していき、API 接続に係る問題や課題が表面化してくると思われるため、年 1 回程度のチェックリストの洗い替えは必要になるだろうと考えている。
- ・更新系サービスの提供状況に関する金融機関アンケートの調査結果を見ると、更新系サービスにもさまざまな種類が存在するため、「更新系」と一括りにして調査してしまうと実態を捉えられないのではないかと思っている。例えば、「更新系」には行内の資金移動に限定して公開している API を含めるかどうかというようなことを定義したうえで、実態把握をしていただきたい。
- ・現状、インターネットバンキング (以下、IB という) のサービス提供にあたり、金融機関は送金時の状況に応じてセキュリティ対策のレベルを変えて対応しており、長期的に見ると、更新系 API においても IB と同様のセキュリティ対策を行っていくことになるだろうと考えている。しかし、IB のセキュリティ対策には金融機関ごとにさまざまな特徴があり、更新系 API のセキュリティ対策を考える際には、「この取引の際にはこのような対策が求められる」というように、ある程度、取引の範囲と対策を示す必要があるのではないかと思っている。現状は、このようなことを話し合える場がないので、当業界が金融機関に個別にご相談に上がっているのが実態である。送金等の更新系 API においては、このようなセキュリティに関する議論は非常に内容が深く、また意見が不一致となることもあると思われるため、連絡会のような場は大事にしていきたいと思っている。
- ・デジタル庁において、トラストサービスや電子署名等に関して、印鑑の違いをどうするか、メールの認証のレベルをどうするかというような議論が起こっている。必ずしも模倣する必要はないが、恐らく、今後、送金等の更新系 API を考えていく際に、認証のレイヤをどのあたりのレベルに合わせて

いくのかという議論になるのではないかと考えている。デジタル庁が発足し、ありがたいことにいろいろな制度が進んでいるため、しっかりと状況を追っていききたい。

- ・ 弊社は、更新系 API については振込と即時口座振替の機能を提供しているが、チェックリストは参照系と更新系とで区分することなく、同じものを使用している。チェックする項目は同じだが、求める回答のレベル・深度という意味では、違いが出てくると考えている。チェックの観点という意味では、現状のチェックリストで十分網羅性があると考えている。一方で、別の委員からもご発言があったように、今後、更新系 API のユースケースが増えてくる可能性はあり、チェックリストを見直すべきかどうかという議論は継続的に行っていったほうがよい。

(4) <チェックリスト解説書>オープン API に関するインシデントの発生状況について

- ・ インシデントそのものの情報は、内部情報であるため、なかなか表面化しないと思うが、インシデントから学び取った対策法やベストプラクティス等については、弊社から FISC に還元できるのではないかと考えている。また、FinTech のスタートアップ企業は、技術レベルに差があるため、スタートアップ企業のレベルを底上げすることで、インシデントの未然防止に貢献できればと考えている。
- ・ インシデントが発生してしまってからチェックリストを見直していたのでは遅いということは理解しているが、実際には何が起きるかわからないなか、事前にリスクを分析してチェックリストを細かくしていくのがよいのかどうか、悩みながら進んでいる状況。FISC がインシデントに関する情報を収集し、金融機関側へ共有してほしい。共有された情報を活用し、事故を未然に防げるように何とか対応できたらと考えている。

(5) <参考情報>電子決済等代行業再委託者について

[電子決済等代行業再委託者（連鎖接続先）の定義について]

- ・ 連鎖接続先とは、例えば、連鎖接続先のユーザーが金融機関の口座情報を取得するサービスを利用するにあたり、データの取得ボタンを押下した際に、弊社の API を経由して同時に金融機関の口座情報を取得できるケースが該当すると認識している。連鎖接続については、弊社に存在するデータを弊社の API を利用して他社に連携させるだけのケースは連鎖接続に該当しない等、銀行法等に細かく定義されているが、正確に理解されていない傾向がある。

[電子決済等代行業再委託者（連鎖接続先）の管理について]

- ・ 連鎖接続先の管理面においては、弊社が金融機関から FISC のチェックリストおよび各金融機関の独自追加項目をもってチェックを受けているのと同様に、弊社も連鎖接続先に対し、FISC のチェックリストを使用して、年 1 回の頻度でチェックを行っている。
- ・ 弊社の連鎖接続先は、金融庁や他の省庁から認可・登録を受けているような、弊社よりも規模の大きな企業がほとんどを占めているため、連鎖接続先の管理面における不安は生まれにくいのではないかと考えている。また、かつて、設立間もない企業から連鎖接続先として契約締結の申出があったが、当該企業の社内管理体制が不十分であったため、当該企業が電子決済等代行業者の登録を受けるまでは、弊社との連鎖接続先としての契約締結は保留とすると判断したケースもあった。
- ・ 弊社が金融機関から課されているのと同様の義務を、連鎖接続先にも課すということをしない限りは、恐らく金融機関側が納得しないだろうと考えている。年 1 回のチェックも、弊社と金融機関との契約更新が年 1 回あり、それにあわせて実施しているという状況である。また、一部の金融機関

においては、連鎖接続先に対して金融機関が直接チェックを行っていることもある。

〔電子決済等代行業再委託者（連鎖接続先）の拡大について〕

- ・ 地域金融機関と協業し金融機関の専用のアプリを製作する際に、弊社の基盤を使用するがユーザーインターフェース（以下、UI という）としては、その金融機関のアプリに格納されるといったケースでは、連鎖接続を利用することが多い。したがって、地域金融機関との協業が増加するにつれて、連鎖接続先も増えるという状況である。
- ・ 会計ソフト等を提供している企業が、電子決済等代行業者の登録を自ら受けたうえで、直接金融機関と契約して接続するか、あるいは弊社等と契約して間接的に接続するかという状況になった場合に、速やかに対応したいとなれば弊社等にお声掛けいただいているのだろうと思われる。クラウド会計サービスは年々増えているため、今後も土壌としては拡大していくと思われる。

〔API 接続により取得したデータの二次利用について〕

- ・ 二次利用の事例にはまず、個人情報の第三者移転がある。例えば、個人単位の家計簿データをいわゆる個人情報として第三者と共同で利用するというケースでは、弊社の場合は利用開始時に、二次利用する金融機関にも情報が渡ることを顧客に明示し、顧客が同意した場合に限り先へ進める UI としている。明らかに顧客が同意していると理解できる UI にすることで、接続先にとっても納得して使っていただける仕様をしている。
- ・ 匿名加工や統計化したデータについては、弊社はプライバシーポリシーに定義している用途以外では使用しないという社内原則はある。これに加えて、例えば、データポリシーを整理することで、今後、弊社としての対応を開示していければと考えている。
- ・ 企業特有の情報だが、かなり大本から加工されているデータの形式もある。例えば、ある金融機関 A の口座の入出金明細を基に仕訳を起こして作成した BS/PL を、他の金融機関 B に提出するというようなケースにおいて、その BS/PL は金融機関 A が管理すべき情報なのか否かという議論がある。

6. 継続検討事項

各委員よりいただいた意見を踏まえ、以下の項目を中心に、引き続き、事務局体制を強化し、業界動向の調査に取り組んで参りたい。

- ・ インシデント情報の収集体制強化
- ・ 更新系 API ユースケースの実態調査
- ・ 連鎖接続先ユースケースの実態調査

以上